平成２３年（フ）第２７号
岩手県二戸郡一戸町一戸字上野161　メゾーネＫ１号室、住民票上の住所岩手県二戸郡一戸町一戸字上野161番地
債務者　村里美智子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前11時50分
盛岡地方裁判所二戸支部
平成２３年（フ）第４２２４号
大阪府守口市寺方錦通４丁目１番14―210号
債務者　辻　　裕之
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第４９１８号
大阪府箕面市粟生間谷西４丁目２番９―202号　箕面粟生第二住宅９棟
債務者　松井相鎬こと　車　　相鎬
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部
平成２３年（フ）第１０２０７号
神奈川県横浜市鶴見区矢向４丁目32―11―406
債務者　佐藤　藤夫
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部
平成２３年（フ）第１０２０８号
神奈川県横浜市鶴見区矢向４丁目32―11―406
債務者　佐藤　　勝
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２２年（フ）第２５９号
秋田市新屋豊町12番18号
破産者　有限会社勝平水産
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所民事第２部
平成２１年（フ）第７６１号
愛知県岡崎市小呂町字６丁目７番地１
破産者　ファインサプライ有限会社
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係
平成２１年（フ）第７７号
和歌山県西牟婁郡上富田町岩崎475番地の１
破産者　株式会社五大
1　決定年月日　平成23年７月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所田辺支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第８号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手2731番地
藍屋住宅104号室
破産者　宮園　睦郎
1　決定年月日　平成23年７月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係
平成２３年（フ）第１０号
宮城県栗原市一迫柳目字大郷５番地
破産者　佐藤　宏光
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係
平成２２年（フ）第９６号
石川県加賀市山代温泉北部２丁目193番地
破産者　中田　　学
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部
平成２３年（フ）第３２号
石川県加賀市湖城町２丁目224番地
破産者　深田　　明
1　決定年月日　平成23年７月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部
平成２２年（フ）第１２７６号
札幌市南区川沿１条２丁目13番18―301号、開始決定時における住所札幌市豊平区豊平３条７丁目３番15―1001号
破産者　瀧口　正成
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第４０７７号
札幌市東区北40条東17丁目２番10―308号
破産者　杉田　卓司
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部
平成２２年（フ）第１２７号
青森県八戸市大字鮫町字大開18番地13
破産者　髙橋　　良
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係
平成２２年（フ）第１７５号
宮城県石巻市南光町１丁目２番14号
破産者　佐々木雄好
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係
平成２２年（フ）第６５号
秋田県山本郡三種町森岳字東囲95番地１
破産者　佐藤　宗男
1　決定年月日　平成23年７月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部